

2020 年度第 2 次補正予算案に対する声明

2020 年 5 月 28 日

東京私大教連中央執行委員会

- 1 政府は、5 月 27 日に 2020 年度第 2 次補正予算案を閣議決定した。医療提供体制の強化に約 3 兆円が計上されたほか、第 1 次補正にはなかった事業主の家賃補助 2 兆 2370 億円が盛り込まれるなど、新型コロナウイルス感染症対策にかかわる国の予算が不十分だとする国民世論の高まりを受けてのものである。しかし、学生や私たち私大教連などが求めてきた授業料の一律半額免除は第 2 次補正予算に盛り込まれなかった。学生団体「FREE」の行ったインターネット調査では、現在 5 人に 1 人の学生が「大学をやめる」ことを検討していると報告がなされ（5 月 1 日時点）、その多くは私立大学生である。国際的に見ても異常に高い学費負担のもと、保護者の収入悪化や学生自身のアルバイト収入の急減により、学業の断念を考えざるを得ない状況に追い込まれている私立大学生を顧みない安倍内閣の姿勢に、私たちは厳しく抗議する。
- 2 第 2 次補正予算案には、困窮学生への支援として、各大学等が行う独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費への支援として、わずか 153 億円だけが措置された。しかし、これは高等教育修学支援新制度の施行にともなって 2020 年度予算で廃止された私立大学授業料減免制度への特別補助（2019 年度の予算額は 177 億円）にも及ばない金額であり、しかも国立大学等とあわせての予算である。私立大学への補助率が 3 分の 2 であるのに対し、国立大学は全額補助であり、これは許されない差別である。また、大学・高専・専門学校の遠隔授業の設備及び体制の整備として 73 億円が措置されているが、第 1 次補正での 27 億円とあわせても 100 億円であり、国公私立あわせて約 4200 校ある大学・高専・専門学校の総数で平均すれば、1 校あたりわずか 240 万円弱と極めて少ない。
- 3 上記した私立大学授業料減免制度への特別補助は、各私立大学が独自に実施する授業料減免授業に対し、2 分の 1 を上限として国が補助するものであった。減免対象となる家計要件は、給与所得者 841 万円以下、給与所得者以外 355 万円以下、自然災害等による家計急変など緊急を要する場合には家計基準は不要とされ、中間所得層を含む幅広い学生を対象としていた。ところが政府は、極めて貴重であったこの補助予算を新制度に「一本化」という理由で、年収約 380 万円以下の世帯（住民税非課税世帯とそれに準じる世帯）以外の私立大学生への支援予算を昨年末になって突然廃止した。今回のコロナ禍は、国の補助が一切なくなった中間所得層の学生たちを経済的に追い詰めたのである。
- 4 現在、中途退学の危機に瀕しているのは低所得者層の学生たちだけではない。東京私大教連の 2019 年度私立大学新入生家計負担調査では、首都圏の私立大学に通う自宅外通学者の平均仕送り額は月額 8 万 5300 円（年額 102 万 3600 円）、家賃平均は月額 6 万 3400 円（年額 76 万 800 円）である。しかし、文部科学省が 5 月 19 日に発表し現在申請が始まっている「学生支援緊急給付金」（約 43 万人を対象に 10 万円を支給、住民税非課税世帯の学生には 20 万円）は、その支給対象者を原則として「自宅外で生活」する「多額の仕送りを受けていない」学生に限定し、しかもその「多額の仕送り」を「150

万円以上（授業料を含む）」とする厳しい要件を課している。2018年度の文部科学省調査では、私立大学の授業料平均額は90万4146円（施設設備費等は含まず）であるから、授業料以外は家賃も含めてほとんどアルバイトで賄っている学生以外は支援を受けることができない。全学生の1割程度しか視野に入れない限定的な支援は、私立大学の異常な高学費のもとでは中間所得層の学生たちでさえアルバイトをしなければ生活ができないという現実を無視している。

政府の緊急事態宣言にもとづく営業自粛によって、アルバイトを解雇、あるいは就労機会を縮小されたことに起因する学生たちの窮乏は、第一義的に政府による大規模な財政出動によって救済されるべき性格のものである。今、政府に求められているのは、平均的な中間所得層の学生たちをも対象とした一律の救済策である。

- 5 日本の大学生の約75%は私立大学生であり、この間、学生が学費減免や返還を求めている署名運動の約95%は私立大学生によるものである。また全学生に対し、緊急支援としての給付金支給を実施した私立大学は100大学を優に超えている。これらの事実は、現在進行中の学生の生活困難・修学困難という事態が私立大学生において特に深刻であることを示している。現下の「コロナ禍」による学生の生活・修学困難が私立大学生においてより顕著となっているのは、私大軽視政策の帰結であり、私立国立間格差の解消なしに私大生の修学と教育を確保することは不可能である。授業料減免の予算総額を大幅に引き上げることはもとより、私立・国公立で不当に差別することなく、一律の支援を行うことが不可欠である。

私たちは政府に対し、日本の大学に学ぶすべての学生が、コロナ禍を理由に学業を断念することがないように、国公立を問わずすべての大学生・大学院生・留学生に対して、授業料半額免除を軸とした学生支援策が講じられるよう、第2次補正予算案の抜本的な組み替えを行うことを求める。

以上